

平成28年10月31日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、全身型重症筋無力症(以下「当該傷病」という。)により、障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度に該当するとして、受給権を取得した日を平成○年○月○日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する決定をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害等級2級の障害厚生年金は、障害の状態が国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める障害等級2級の程度に該当しなければ支給されないこととなっている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成○年○月○日であることは、本件記録から明らかであり、障害認定日が同日から1年6月を経過した平成○年○月○日となることは、当事者間にも争いが無いものと認められるところ、請求人は、第2の2記載の原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める障害等級2級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(略)

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 当該傷病による障害により、障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」(8号)、「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」(12号)及び「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が定められている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給

付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

- (2) 認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってもいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえ、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

認定基準の第3第1章第7節/肢体の障害（以下「本節」という。）の「第4 肢体の機能の障害」によれば、肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害（脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等）の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定する、とされ、肢体の機能の障害の程度は、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定するが、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定するとされ、肢体の機能の障害で、障害等級2級に相当すると認められるものを一部例示すると次のと

おりである、とされている。

障害の程度	障害の状態
2級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの

なお、肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹及び脊柱の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定するとされ、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定することとされている。

また、日常生活における動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね、手指の機能は（ア）つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）、（イ）握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）、（ウ）タオルを絞る（水をさける程度）、（エ）ひもを結ぶ、とされ、上肢の機能は（ア）さじで食事をする、（イ）顔を洗う（顔に手のひらをつける）、（ウ）用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）、（エ）用便の処置をする（尻のところに手をやる）、（オ）上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）、（カ）上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）、とされ、下肢の機能は（ア）片足で立つ、（イ）歩く（屋内）、（ウ）歩く（屋外）、（エ）立ち上がる、（オ）階段を上る、（カ）階段を下りる、とされ、手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱うとされている。そして、身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示すと、「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人

でできるが非常に不自由な場合」をいい、「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいうとされている。

- (3) 上記1で認定した本件障害の状態は、両上下肢の3大関節及び前腕の他動可動域は、すべて記載がないので、それは正常域とみるのが相当であり、それらの筋力は、すべて正常とされ、日常生活における動作の障害の程度をみると、両上肢の機能に関連する動作の程度については、上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ、ワイシャツを着てボタンをとめる）（両手）は一人でできるが非常に不自由、つまむ（右、左）、握る（右、左）、タオルを絞る（両手）、ひもを結ぶ（両手）、さじで食事をする（右、左）、顔を洗う（右、左）は一人でできてもやや不自由な程度で、用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる、尻のところに手をやる）（右、左）は一人でうまくできるとされ、両下肢の機能に関連する動作については、立ち上がる、階段を上るは支持又は手すりがあればできるが非常に不自由、片足で立つ（右、左）、歩く（屋内、屋外）は一人でできてもやや不自由、階段を下りるは手すりがあればできるがやや不自由な程度とされている。

しかしながら、備考欄の「症状は変動性で有り、安静を指示しているため診察時の瞬間的な筋力は良いが、重症筋無力症の特徴的症狀としての易疲労性のため継続できず、時間帯によっても筋力が変動する。全身の疲労感と脱力感、変動性の四肢体幹の筋力低下、潜在的な眼球運動障害、構音障害、嚥下機能障害があり、労作や労働により症状の増悪が見込まれる。本診断書の対象期間内の診察所見では、筋力は上記の通りとするよりないが、期間によっては、筋力の変動性を反映しM

MTは0～1程度となることもある。」という記載によれば、関節可動域及び筋力が「正常」とされてはいるものの、それは瞬間的な評価であり、時間帯によっては、MMTが0～1になることがあるのであるから、筋力「正常」をそのまま採用することは相当でない。また、日常生活における動作の障害をみても、食事や料理、洗髪時に腕を保持し続けたり、読書、しゃがみ立ち、背もたれのないいすで座り続けるなど日常生活における動作においてさえ著しい制限が生じることを示しているのであるから、日常生活における動作の障害の項目で、用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる、尻のところに手をやる）の項目が右・左いずれも「一人でうまくできる」とされてはいるが、その他の上肢及び下肢の障害を評価する項目が「一人でできてもやや不自由」あるいは「一人でできるが非常に不自由」とされているのであるから、本件障害の状態は、少なくとも、四肢に機能障害を残すものに該当する程度であると認めるのが相当である。このような状態は、肢体の機能の障害で2級に相当すると認められる例示にも該当し、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っており、国年令別表に該当すると認められる。

- (4) 以上によれば、請求人には、障害認定日を受給権発生の日とする障害等級2級の障害厚生年金を支給すべきであり、原処分は妥当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。